

法学委員会分科会の設置について

分科会等名：「大規模災害と法」分科会

1	所属委員会名	法学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	東日本大震災の記憶も未だ生々しい中、本年9月27日には御嶽山の噴火により、戦後最悪の火山被害が起きた。マグニチュード9クラスの地震の後にはほぼ例外なく火山噴火が頻発するという統計もある。また、かねてより富士山噴火の可能性も取り沙汰されており、首都直下地震、東海地震、東南海地震等の発生確率は、いずれも今後30年間で70%を超えるとされる。 こうした中、大規模災害時に備えた非常時用の法の整備は必ずしも十分ではない。東日本大震災時には、復興基本法をはじめとして関連法律が多数作られたが、いずれも当該災害に限っての特例法の類であり、恒久的な非常時用の法整備とはいえない。 そこで、近い将来に考えうる大規模災害を想定して、現行の法制度を網羅的に再点検し、所管省庁の枠を超えた恒久的な非常時法の姿を探ってみることとしたい。その範囲は、主要な法分野の全領域にわたるので、法学諸分野の会員および連携会員の参加を得る必要があるほか、建築土木や保険システム等の他分野の会員および連携会員にも参加を呼びかけて、実効的かつ具体的大規模災害と法のあり方を検討し、提言につなげることを目的とする。
4	審議事項	(1) 民事実体法、刑事実体法、民事手続法、刑事手続法、行政法、保険法、労働法など。 (2) その他、参加者の関心に合わせて、適宜、追加的に問題を取り上げる。
5	設置期間	時限設置 常設
6	備考	※新規設置